

まちの身近な相談パートナー 人権擁護委員をぜひ存じますが

▽生活安全課市民相談係 ☎(528) 4319

人権擁護委員が決まりました

7月1日付で法務大臣から次の方が人権擁護委員に委嘱されました。任期は3年です。

▼大橋 正則 二番町6丁目

《敬称略》

人権擁護委員とは

人権擁護委員は、法務大臣が

ひとりで悩まず
電話してください

差別を受けた
虐待を受けた
セクハラ・パハラを受けた
いじめ・体罰を受けた
名誉毀損・プライバシー被害を受けたなど
ひとりで悩まず気軽に相談を

みんなの人権110番
セロ セロ みんなの ひやくとおばん
0570-003-110
この電話はおかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。
※受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分 ※PHS・一部の携帯電話からは利用できない場合があります。
※秘密は守ります。通報記録員又は人権擁護委員が相談に応じます。

子どもの人権110番
受付時間 平日8:30～17:15 (全国共通)
0120-007-110
子どもの人権についての特設相談窓口です。いじめや体罰などの子どもへの人権についての相談は、こちらへどうぞ。

女性の人権ホットライン
受付時間 平日8:30～17:15 (全国共通)
0570-070-810
女性の人権についての専用相談窓口です。セクハラやパハラなどの女性の権利についての相談は、こちらへどうぞ。

インターネット人権相談受付窓口
インターネット人権相談 検索
インターネットによる人権相談は、こちらへどうぞ。パソコン、携帯電話から利用できます。

法務省・全国人権擁護委員連合会

委嘱した民間の方々です。現在、全国では約1万4000人、市内には左下表の通り10人の委員がいます。

市民相談室

人権悩みごと相談

人権擁護委員による人権悩みごと相談は、市民相談室(市役所3階)で毎月第1水曜日、午前9時30分～11時45分に行っています(祝日、年末年始は除く)。相談は予約制で、相談時間は45分です(予約の受付時間は平日の午前8時30分～午後5時)。不当な扱い、いやがらせやいじめ、プライバシー侵害など人権問題について相談に応じます。相談は無料で、秘密は守られます。

申 生活安全課市民相談係 ☎(528) 4319へ

人権擁護委員 (順不同・敬称略)	
氏 名	住 所
高橋 正光	一番町2丁目
尾崎百合江	若葉町3丁目
須崎 伸子	富士見町2丁目
梅田 初枝	上砂町4丁目
丹下つた江	幸町5丁目
宮木たつ子	富士見町7丁目
伊藤 正人	錦町2丁目
森井 利和	羽衣町2丁目
高市 久江	曙町2丁目
大橋 正則	一番町6丁目

人権の花が咲いています



七小では、校庭の職員室前にマリーゴールドやペチュニアなどの花がきれいに咲いています。これは、「人権の花運動」として行われているものです。小学2年生の皆さんが1週間ごとの当番を決め、水やりを欠かさず行っています。看板は、「花もみんなも大じにしよう もっときれいになるように」という言葉を決め、自分たちで描きました。人権の花運動は、花の栽培を



通して、協力することの大切さや生命の尊厳を実感し、やさしい思いやりの心を育むことを目的としています。児童たちは、日ごろの活動をふりかえり、観察日記を書きます。

落書き消し活動

7月17日、市や立川警察署、地域の方々や防犯協力団体等で構成される「立川駅周辺安全・安心まちづくり協議会」は、立川駅周辺の地域で落書き消し活動を行いました。落書きは、まちの景観を損なうばかりでなく、この地域が犯罪や迷惑行為に対し無関心であるというサインとなります。このような状況を改善するため、同協議会は総勢約20人で90分間



の活動により、50を超える落書きを消しました。安全・安心な立川駅周辺の実現は、地道な活動の積み重ね。これからも継続的に取り組んでいきます。

人権フォーラム in 2013

東京都人権啓発活動ネットワーク協議会等が主催。いずれも直接会場へ。

講演と映画の集い

「仕事、結婚etc. 自分の価値で選べる社会へ」男女が真に助け合う時代(75分、手話通訳、要約筆記有) 師弁護士・大

瀬愛子さん▽映画「アイコンタクト もう一つのなでしこジヤパン ろう者女子サッカー」(10年、88分。日本語字幕付)

一人で悩まず相談を

人権侵害に関する相談は、次の相談窓口でも受け付けています。受付時間はいずれも平日の午前8時30分～午後5時15分です。

みんなの人権110番 ☎0570(003) 110※
子どもの人権110番 ☎0120(007) 110
女性の人権ホットライン ☎0570(070) 810※
※PHSや一部のIP電話等からは利用できない場合があります。

心身に障害のある方・難病の方へ

手当振り込みと受給者証の変更

●心身障害者手当・難病手当を振り込みます 平成25年度の第2回支給分を8月9日～15日の間に指定口座へ振り込みます。各手当を受けている方は、8月16日(金)以降にご確認ください。次回振り込みは12月の予定です。なお、これらの手当を受けている方で、施設の入所や住所・口座番号の変更などがある方は障害福祉課へご連絡ください。

●受給者証が変わります 心身障害者医療費受給者証(受給者証)は8月31日で有効期限が切れ、9月1日から新しい受給者証(水色)に変わります。新しい受給者証は8月23日に発送します。届かない場合はお問い合わせください。

●建築審査会 直接会場へ 8月20日(火)午後3時から場子ども未来センター102会議室定10人(先着順) 建築指導課庶務係・内線2331

公開する会議日程

●長期総合計画審議会 直接会場へ 8月20日(火)午後7時から場子ども未来センター102会議室定10人(先着順) 企画政策課・内線2688

●特別支援教育実施計画策定検討委員会 直接会場へ 9月6日(金)午後6時から場子ども未来センター101会議室定10人(先着順) 特別支援教育課・内線4030

●農業委員会総会 直接会場へ 8月26日(月)午後2時から場子ども未来センター101会議室定10人(先着順) 農務課・内線2688

▷市・都民税第2期分▷国民健康保険料第2期分▷後期高齢者医療保険料第2期分▷介護保険料第2期分

納期限... **9/2(月)**

●納付方法 ▶納付書を持って▷市指定金融機関(午前9時～午後3時)▷郵便局(午前9時～午後4時)▷市役所、各連絡所(いずれも午前8時30分～午後5時)▷窓口サービスセンター(女性総合センター1階。月曜～金曜日の午前8時30分～午後8時と土曜・日曜日の午前8時30分～午後5時。祝日は休業)の各窓口と▷市税と国民健康保険料納付書裏面に記載のコンビニエンスストアへ(バーコードがある納付書で納期限までに納めてください。後期高齢者医療保険料と介護保険料はお取り扱いできません)▶市税と国民健康保険料は携帯電話(モバイルレジ)で納付できます。くわしくは市ホームページをご覧ください 国市税＝納税課庶務係・内線1240、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料＝保険年金課収納係・内線1411、介護保険料＝介護保険課介護保険係・内線1446

あなたの「声」を 市政に反映

市は、市民の皆さんの「声」を反映させた市政運営を行うため、提案・要望・意見などをお受けする広聴制度を設けています。今回は、今年度寄せられたご意見、ご要望のうち4つを紹介します。

市政への意見メール

市政への意見メールを送った内容が手元に残らないため、メールを受け付けたことや内容について返信してもらいたい。

回答
ホームページを通していただいたご意見について、送信した方に市役所に到着したことをお伝える電子メールは、現在お送りしていません。ご要望については、今後のホームページ改修にあわせて変更することを目指します。

レア金属の回収

小型家電に含まれるレア金属の回収についての制度が施行されましたが、立川市は取り組まないのですか。

回答
市はリサイクルセンターに搬入されたものの中から、小型家電を取り出してリサイクル業者に引き渡すことでレア金属回収を行っています。7月下旬に小型家電専用回収ボックスを、市役所と子ども未来センター、総合リサイクルセンターに設置しましたのでご活用ください。

図書館のセルフ化

7月から中央図書館では利用者が自分で貸出・返却手続きを行うようになりましたが、サービス低下ではないでしょうか。

回答
中央図書館では利用者のプライバシーを保護しながら、簡単な操作で貸出や返却、予約の受け取りができる方式に変更しました。これにより、職員が館内案内や読書相談、館内の見回り業務などに積極的に取り組み、一層のサービス向上に努めていきます。

武蔵砂川駅付近の水たまり

西武線武蔵砂川駅南側の道路ですが、雨が降ると全面水たまりとなり通行できません。どうにかありませんか。

回答
この道路は、道路拡幅路線となっており、平成23年度から用地買収を開始し、今月末ごろから拡幅工事を始める予定です。道路拡幅工事と合わせて雨水管や側溝、雨水ますを整備します。これにより水たまりは解消される見込みです。なお、工事完了は11月末の予定です。

皆さんの「声」を
お待ちしています

市政についてお気づきの点がありましたら、次の方法でお気軽にご意見・ご要望をお寄せください。

●広聴はがき 切手不要の「市長へのはがき」を市役所や地域学習館などの市の施設に用意しています。また、その他の用紙でも広報課(〒190-8666 泉町1156-9)宛てに郵送していただければ、市へのご意見・ご要望として受け付けています。

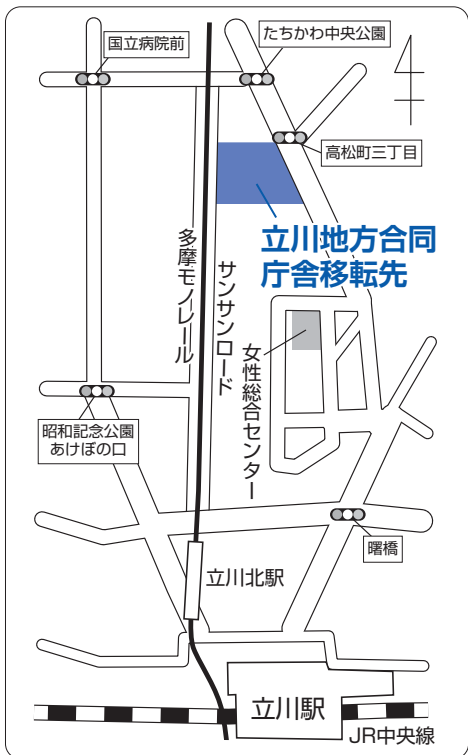
●Eメール 立川市ホームページのトップページ左下「市政へのご意見」↓「市政へのご意見入力フォーム」で入力してください。

●ファクス 広報課FAX(523)2653へ
●広報課 広報課(523)2653へ

●広報課 広報課(523)2653へ
●広報課 広報課(523)2653へ

立川地方合同庁舎が 移転します

税務署・ハローワークなども移転



舎へ移転します。

●新合同庁舎に移転する機関

現在、錦町4丁目にある国の立川地方合同庁舎が、11月に緑町4-2(下地図)へ移転します。この移転にあわせ、税務署とハローワークなども新合同庁舎へ移転します。

●新合同庁舎に移転する機関
関東財務局東京財務事務所立川出張所、東京法務局立川出張所、東京税関立川出張所、労働基準監督署、立川税務署、ハローワーク(公共職業安定所)、立川出張所(524)219

自衛隊東京地方協力本部立川出張所
なお、これらの機関の移転は11月以降順次行います。

●関東財務局東京財務事務所
立川出張所(524)219

下水処理場保管灰の 処分を開始しました

市は、福島原発の事故後、放射性物質の影響で搬出が困難となった平成23年5月から平成24年4月までの間の汚泥焼却灰(保管灰)を下水処理場内に保管してきました。これら保管灰を安全に処分するため、今年5月から6月にかけて、日々発生する汚泥と混ぜて試験焼却を行いました。



安全に保管灰を搬出します

その結果、焼却炉の排気ガスからは、放射性物質(セシウム)は検出されず、混合焼却も順調に実施できたことから、このほど、保管灰の搬出処分を開始しました。

処分先は、東京都中央防波堤外側埋立処分場です。保管灰の量は約275tで、処分に要する期間は約2年間の予定です。市は、今後とも安全性や事故防止等に十分留意し処分していきます。試運転時の測定結果やこれまでの経緯については、市ホームページをご覧ください。

●下水処理場・内線6771

平成26年度小・中学校入学

指定校の変更を
希望する方は手続きを

市教育委員会は、市立小・中学校に入学する児童・生徒について、指定校変更制度を実施しています。平成26年度に市立小・中学校に入学する児童・生徒の保護者で、お住まいの地域ごとに指定される学校(指定校)ではなく、隣接する地域の学校や兄弟が在学している学校などに入学を希望する方は、次の手続きをしてください。

小学校入学予定の方

すでに、指定校変更の希望調査票をご自宅に郵送しました。指定校変更での入学を希望する方は、8月26日(消印有効)までに郵送か直接、学務課学務係(市役所2階)へ提出してください。

中学校入学予定の方

在籍の市立小学校を通じて(市立小学校以外の方には郵送で、9月上旬にくわしいお知らせを配布します。

指定校変更の要件

指定校変更ができるのは次の場合です▼指定校より隣接する

市公式ツイッターの ご利用を

http://twitter.com/tachikawa_tokyo
@tachikawa_tokyo
市政情報、防災・防犯情報、イベント情報、「メイヤーズ トーク」など
●広報課・内線2744

FMたちかわ(84.4MHz)で “情報広場たちかわ”を放送中!

毎週木曜日
午前11時30分から
エフエムたちかわ
FM broadcasting radio station
●広報課・内線2744